

主な内容

2～3面……今年1年を広報誌でふりかえる
4～9面……まちづくりミーティング
10～12面……町県民税申告相談
13面……除雪計画

14面……除排雪助成事業のお知らせほか
15面……令和6年度スキー教室のご案内ほか
16面……スキー用品譲渡ほか
17面……人権擁護委員の候補者の推薦



のびのびたのしく 幼稚園おたのしみかい

12月7日に行われた幼稚園お楽しみ会。この日のために一生懸命練習した園児たちは、歌や踊り、劇や合奏などを元気いっぱい披露していました。

今年1年を広報誌でふりかえる

町の出来事

2024年(令和6年)もあっという間に年の瀬を迎え、もうすぐ暮れようとしています。今年1年、みなさんはどんな年だったでしょうか？

今年、パリオリンピックが開催され、日本選手の活躍で海外開催の五輪では過去最多のメダル獲得となりました。

当町でも、藤里学園後期課程で全部活動が全県大会に出場するなど大活躍し、多くの町民に感動を与えてくれました。

今月号では、広報による町の1年の出来事を振り返ってみます。



『どんど焼き』
〜無病息災を願う〜

- ◆ 1月
- ◆ 12月議会定例会
- ◆ 交通指導隊出隊式・消防出初式
- ◆ 新春書き初め大会



寒さの中、分列行進




『雪上を爆走！』
ティラノサウルスレース

- ◆ 2月
- ◆ スキー全国大会出場の報告
- ◆ スキー教室
- ◆ 幼・保 豆まき
- ◆ 藤里学園6年生ありがとう集会



藤里学園 入学式



『卒業』
〜藤里学園からの旅立ち〜

- ◆ 3月
- ◆ 新地域おこし協力隊着任
- ◆ 藤里吾はなし会
- ◆ サロンコンサート
- ◆ 藤里町スポーツ・文化栄誉賞
- ◆ 卒業式・卒園式



『〜健やかな成長と出世を願う〜』

- ◆ 5月
- ◆ 集団健診の実施
- ◆ 防犯協会役員任命
- ◆ 幼・保 こどもの日の集い
- ◆ ふじこま大学開校式
- ◆ さくらウィーク in ふじさと



『藤里幼稚園入園式』
〜楽しい幼稚園生活の始まり〜

- ◆ 4月
- ◆ 3月議会定例会
- ◆ 交通指導隊辞令交付
- ◆ 幼稚園入園式・藤里学園入学式
- ◆ 山田芳子さん 退任行政相談員
- ◆ 総務大臣感謝状贈呈
- ◆ 齋藤等さん 消防庁長官表彰 年勤続功労賞受賞



- 『藤里学園
〜町づくり学全校発表会〜』
- 11月
- ◆ 令和6年功労者表彰式
 - ◆ 職員給与等公表
 - ◆ 藤里町交通安全作品コンクール
 - ◆ 藤里町民祭2024
 - ◆ 秋季消防訓練



表彰授与（金婚式）



- 『みんなげんきにたのしく
挑戦☆冒険☆
SHOW TIME』
- 10月
- ◆ 9月議会定例会・5年度決算報告
 - ◆ 駅伝・マラソン大会
 - ◆ 敬老式・金婚式
 - ◆ 藤里町老人クラブ大会
 - ◆ 藤里学園祭
 - ◆ こみつと感謝祭



力強い駒踊り



- 『五穀豊穡祈願
〜根城豊作相撲〜』
- 9月
- ◆ 藤里町戦没者追悼式
 - ◆ 浅間神社例大祭
 - ◆ 根城豊作相撲



一斉にスタート！（ブナの森マラソン）



- 『「はたち」の節目に』
- 8月
- ◆ 令和6年度「藤里町成人式」
 - ◆ 藤里町少年教室開校式
 - ◆ 藤里町社会福祉大会
 - ◆ 歩行者天国
 - ◆ 幼保・各地区 夏祭り&盆踊り



- 『元氣いっぱい！
129の笑顔の花でうめつくせ』
- 6月
- ◆ 藤里学園 運動会
 - ◆ 幼稚園児アユ放流
 - ◆ 自衛官募集相談員委嘱状交付



- 『願いが叶うといいな
幼稚園七夕まつり』
- 7月
- ◆ 6月議会定例会
 - ◆ ㈱藤里開発公社の経営状況
 - ◆ 第11回ブナの森マラソン
 - ◆ 藤里町消防訓練大会
 - ◆ 第74回社会を明るくする運動
 - ◆ 藤里学園 全県大会出場報告

【開催日時】

10月17日 (木)	中通地区
10月21日 (月)	北部地区
10月22日 (火)	粕毛地区
10月24日 (木)	米田地区
10月25日 (金)	矢坂地区
10月31日 (木)	大沢地区
11月 1日 (金)	藤琴地区

まちづくりのための意見交換会につきまして、今年度は右記の日程により全7地区で開催いたしました。

冒頭に佐々木町長より今回の趣旨について説明があり、続いて各課より今年度事業の概要説明を行いました。その後、お集まりいただいた皆さまから、多くのご意見、要望を頂戴し、今後の対応等について町長以下担当部局から以下のとおり返答いたしております。

【重複する質問につきましては、ページ後半にとりまとめて掲載いたしました。ご了承ください。】

【中通地区・10名】

Q 分収林の処分状況はどうか。

A 今年度分は来週入札予定です。場所は、真土、室袋、里沢、上茶屋となります。

Q 町有林の皆伐等はあるか。

A 町有林の伐採を計画しております。場所は西の沢で、再造林の計画もあります。

Q 滝の沢の栗林について、返還期限が近付いているが、関係者の減少や高齢化が進んでおり、また、道も被災して車が入っていき、伐採が容易でない状況である。事情を汲んで現状のまま返還することができないものか。

A 事情については理解しましたので、期限の延長などを含め、今後の対応について協議したうえでお知らせします。

Q 峨籠の滝は観光スポットとなっているが、遊歩道が枯葉だらけで危険な状況である。また、駐車場が狭く、場内での切り返しが難しいことから、向かい側の駐車場も舗装して駐車しやすくすることはできないか。藤棚も手入れがされておらず見通しが悪い。

A 遊歩道の枯葉については、指定管理者である(一社)白神山地ふじさと観光協会に確認して対応します。駐車場に関しては、舗装までは難しい現状ですが、砂利を敷くなどして駐車しやすくするなどの対応を検討します。まずは看板設置から検討していきます。藤棚の手入れについても剪定などを観光協会と協議します。

A 遊歩道の枯葉については、指定管理者である(一社)白神山地ふじさと観光協会に確認して対応します。駐車場に関しては、舗装までは難しい現状ですが、砂利を敷くなどして駐車しやすくするなどの対応を検討します。まずは看板設置から検討していきます。藤棚の手入れについても剪定などを観光協会と協議します。

Q 坊中橋付近にある木製看板の文字が見えなくなっている。

A 県で設置したのですが町に移譲されたものであり、現場を確認して対応します。

Q 桜つつみ駐車場や米代線の木柵、木製ガードレールが破損しており、対応が必要でないか。

A 生活環境課でも現状を確認しております。まずは応急復旧を行う予定です。

Q 板清水地内にある西の沢川の橋は架け替えの予定はあるか。狭くて大型農業機械が通れず、耕作していない。

A 板清水2号橋は町管理の橋であります。現在の位置より下流側にボックスカルバートを入れることなどを検討していますが、結論には至っていません。時期についても未定です。

【北部地区・5名】

Q マイナンバーカードを紛失した際の再発行について、町に申請してから国から受領するまでの期間がかかり過ぎる。この間の受診はどうすればいいのか。

A 再発行までの期間につきましては、ご意見として機会をみて国に要望いたします。なお、再発行までの受診時の対応については、改めて周知します。

Q 共有地に関して、古いものと江戸時代とかのものがあり、既に生きている(相続人も地域にいない)人の関与もある。必要でない土地をまとめる方法はないのか。

A 相続登記の義務化については、一般的な相続について規定されたものでありますが、共有制度についても、共有者の全員が同意しなくても変更行為が行えるなどの見直しが行われています。

Q 坊中のエコトイレがグラウンドにありますが、常識的にそこに置くのはいかがなものか。

A 冬期間だけの使用となっており、地域の許可を得ています。

Q 町出身者との繋がりはどのようになっているのか。ふるさとの会やふるさと納税の状況は。

藤里町まちづくり ミーティング2024



“これからの藤里町をいっしょに創造”

A 首都圏在住者による在京藤里会が現在も活動しており、その場でふるさと納税のご紹介もさせていただいております。次の世代にどう繋いでいくかが課題となっています。

Q 住民票に前住所地が記載されている。必要のない情報が記載されているのはいかなるものか。

A 窓口でどのような情報を印字するか申し出てくださるようお願いいたします。(後日確認により、住民票における前住所地については省略できない項目であるため、必要とする内容だけの証明が欲しい場合は「住民票記載事項証明書」を活用いただくよう訂正とお知らせをしました。)

Q 北鷹ファーム(合同会社白神山麓農産)がソバを作付けている。又聞きだが、町内の経営体ではないから便宜を図る必要はないと言われたと聞いている。補助金も出ないとか。

A 昨年、デントコーンを作付けした際に地域からクマが居つくためやめてほしいと言われ、協議したことはあります。災害復旧については町外の経営体であるため実施しないということはありません。また、補助金単価については作物により異なります。

Q 協力隊は町のPRとして活きているのか。コーヒーだけやれば良い

という感覚ではなく、地域の観光資源の活用を図ってほしい。

A かもや堂を管理している2名の協力隊は、キッチンカーで町内を回り、コーヒーの提供などをしながら地域の活性化に貢献しており、町外での販売機会の際には町のPRも行っています。温泉マネージャーとして活躍している協力隊は町内外の利用者に対して温泉を中心としたイベントを企画するなどのPR活動を行っています。

Q 栗の木岱に行くところの林道で土砂崩れがあり、寄せてほしい。

A 町道金沢・栗の木岱線については、毎年春先に土砂撤去を実施していますが、現場確認を実施し、舗装不良箇所を発見したため令和7年度に復旧予定)

Q 町の昔のすごい人の教育というのはやっているのか。

A 郷土の先人の学習を前期(小学校)課程の3・4年生が「私たちの藤里町」という副読本を使って授業をしています。先生たちにもきちんと授業で取り扱ってほしいということをお伝えしておきます。

Q 役場には何人くらい勤めているのか。

A 職員定数は73名です。会計年度任用職員も70名以上おります。

Q 十六貫トンネル以北の県道脇の樹木の枝が伸びていて危険なので対応をお願いしたい。

A 現場を確認し、山本地域振興局建設部へ要望します。

Q 北部地区の水道水が白濁しているが、水質検査を行っているのか。安全性はどうか。

A 水質検査を実施しており問題はありませんが、白くなっているものは気泡によるもので、安全性に問題はありません。

Q 敬老式の際に、記念写真や集合写真を書してほしい。

A 今後の取り扱いについて検討します。

Q 金沢地区を流れる水路は防火用水溝で手入れが大変なので、どうにかできないか。

A 防火水利として認定管理はされています。土砂撤去等については、どのようにすればお互いに良いか検討します。

【粕毛地区・8名】

Q 県道西目屋二ツ井線の藤琴橋からJAガソリンスタンドまでの間、草が繁茂し見通しが悪い。通学路でもあるため、県に除草のお願いをしてほしい。

A 現場を確認し、山本地域振興局建設部に要望します。

Q 真土地区の水路の側溝蓋について、除雪で壊れたところを修繕したようだが、蓋が水路に落ちている。改善してほしい。

A 現場を確認して対応します。(後日、現場確認のうえ対応済み。)

Q かかりつけの病院でインフルエンザワクチンの予約をしたが、コロナワクチンについては躊躇した。

A 予防接種を受けるかどうかにつきましても、あくまで個人の意思によるものとなっています。

Q 活動推進協議会の会議の中で、各会館にAEDが必要ではないかという話になった。

A 担当職員から報告を受けており、町民課とも協議しています。日本赤十字社への要望により寄贈を受けられるとしたら、教育委員会から要望し、各会館に設置できればと考えています。

Q 調理室にエアコンを設置してほしい。また、調理したものを移動する棚(カート)の購入やガスコンロの大きなものへの更新もお願いしたい。

A 協議会で話しがあったと聞いており、令和7年度に設置したいと考えております。備品類については各地区で欲しいものが違うため、それぞれの要望がありますが、営業利用となるといかなものかと思われる点もあるため個別に検討させていただきます。イベントの際などはその都度リースで借りるなどしていただきたいという考えです。

Q 町道粕毛米田線から朝日ヶ丘団地付近や、同じく粕毛米田線の真土橋周辺から萱沢地区にかけて、ごみのポイ捨て(不法投棄)があるので対応してほしい。

A 現場を確認し、看板設置などを検討します。

【米田地区・4名】

Q ITのほかAIの積極的な導入を図り、人手不足へ対応してはどうか。また、財政状況の改善のために町有林の伐採を行ってはどうか。そのうえで町有林でのエリートツリーの導入など検討してはどうか。

A 役場の情報化については、県内の12町村で電算システム共同事業組合を組織し、コスト低減を図りながら様々なものを調達していますが、AI導入については具体的に進んでいません。また、町有林の活用については、かつて行った下水道事業における宅内配管の負担軽減等に活用するため主伐計画を策定し、計画的な伐採により財源を確保しています。その後の再造林率は90%を超えています。近年では藤里学園校舎の建設費の財源としても活用しました。エリートツリーについては、国や県からも情報が届いています。なお、町内全域に光ファイバー網を整備しています。

Q 町の情報は町外のサーバーに保管しているのか。

A 庁舎内でバックアップしています。

Q 学校のIT化はどうなっているのか。

A 学校のIT化はもうなっているのか。

A 義務教育学校では、1人1台のタブレットがあり、普通教室のすべてに電子黒板を設置しています。来年度からは教員の働き方改革として統合型公務支援システムの導入も予定しています。

Q いくくでは自宅への配達はしてくれないのか。

A 現在は配送サービスがないようです。

Q 中期計画の中で、河川についてのビジョンがあったが、10月に入り濁りが出た。管理者が町でないことは承知しているが、白神山地のイメージに対して、川の濁りや路肩の雑草などが悪影響を及ぼしている。ダムの管理者はどこになるのか。

A 素波里ダム及び粕毛川・藤琴川の管理は、基本的に秋田県となります。

Q 米田橋上流及び頭首工に流木が引っかかっているとところがあるので撤去してほしい。

A 現場を確認し、山本地域振興局建設部に要望します。頭首工については占用している農業者等の管理となりますので、農林課にご相談ください。



Q 県道歩道の草刈りをしてくれるのはありがたいが、草刈り後に清掃しないので、風雨で散乱している。なんとかならないか。

A 現場を確認し、山本地域振興局建設部へ要望します。

Q 学校教育において、白神山地での実際の体験などは行っているのか。

A 義務教育学校が開校する以前から総合的な学習の中で白神山地に関する学びを深めています。

Q 高齢者が増えて、公共交通機関も減るなか、地域に医療機関があると安心できるがどうか。

A 遠隔診療などについても目途をつける必要はあります。なお、歯科診療所については毎日開所するかどうかの検討もしています。また、過疎地医療についての講演会を開催したいと思っていますが、遠隔診療車両を導入した仙北市では、医師が多忙のためなかなか難しい点もあると聞いています。併せて、薬について配送できるような仕組みをできないか考えています。

Q 先日、岳岱自然観察教育林に行つたところ、トイレに枯葉などのごみが溜まっており残念であった。

A 指定管理者として観光協会が定期的に清掃を行っています。早急に確認します。(翌朝現地を確認したところ枯葉などもなく清掃されました。風の強い日にトイレのドアが開け放しになると枯葉が舞い込むとのことでした。)

【矢坂地区・5名】

Q 米代線の通行止めはどうなっているのか。

A 能代市内については今年度中に復旧工事が終わる見込みである聞いています。しかし八峰町内については年度内の復旧は難しいものとみております。

Q 道路は通り抜けできないと意味がないのではないかと。なるべく早く通れるようにしてほしい。

A 町管理の道路についてはそのように対応していきたいと考えていますが、米代線における他市町管内については、管理者が違う道路であることへのご理解をお願いします。

Q 今回の町民祭の目玉は何か。

A テレビでも人気のある物まね芸人のホリさんが出演しますので、楽しみにしていただけだと思います。

Q 空き家の草木が道路にせり出して、いるなど場合、手入れは誰が行うのか。町で対応できないか。

A 現場を確認します。空き家の場合はまず親族等をお願いすることとなりますが、相続放棄等で所有者不明の場合など、町で必要最低限の対応を検討します。(現場確認をしたところ、枯れた状態であったため、来春以降再度確認することとしました。)

Q 歯科診療所について、改善策として医療機器を更新するなどの計画はないか。

A コロナ禍の2年程の期間で、機器については必要なものを更新しており、新たな購入予定はありません。なお、最近ですと来客数が増加の傾向にありますので、様々な状況を踏まえたくうえで、今後の経営改善に努めて参ります。

Q 今年はスキー場を営業するのか。

A 斜面の約半分まで表層崩壊が起きたため、地質調査や測量を行い定点観測もした結果、その後の地滑りなどが確認されませんでした。安全対策や十分なスタッフ数が確保できることが前提ですが、斜面の半分のみで営業したいと考えています。ただ、期間中毎日営業ができるかは現時点では断言できず、また、斜面の安全が確保できない場合はリフト

を稼働せず、一部斜面でのソリ乗りや小さいお子様のスキー練習のほか、新たな冬のアクティビティを考えていきたいと考えています。なお、万全な対策を行うとすれば約4億円程度かかる見込みであり、崩れた箇所を修復をする場合でも1億3千万程度を要する見込みであることから、山に向かって右側の斜面のみでの営業となる予定です。

【大沢地区・6名】

Q 認定こども園の計画について、これから色々な準備があると思うが、現段階での進み方について説明してほしい。

A 関係者による検討委員会をまもなく開きたく、委員の選考を進めているところです。年度内には関係者等の意見も伺って参ります。

Q 観光協会について、会報等を毎月発行するなど頑張っているようだが、商工観光課としての関りはどのようなものか。温度差が無いように注視してほしい。

A 商工観光課長が理事となっており、事務局長は町からの派遣となっています。重要な案件については、都度、協議をし、情報共有を図っています。

Q 他市町村からの声として、(昨年ゆとりあであった)白神ラムを食べ

られる機会が好評であった。毎年はやらないのか。

A 昨年度は白神ラム10周年の節目と
いうことで、シェフを外都から呼
ぶなど、特別な対応をしましたが、毎年
開催ということではありません。

Q 白神山地ワインと一緒に白神ラム
を堪能できることは（アピールに
も）良い機会だと思うので、今後も前向
きに検討してもらえれば。

A 記念の年ということで、町議会に
お願いをして特別に予算をつけて
いただいたものであり、これがないとお
客様の自己負担が大きくなってしまつた
ため、毎年はなかなか開催できないと考
えています。

Q 森林環境譲与税の活用についてと
今後のスケジュール見通しについ
てはどうか。

A 6年度については境界明確化事業
を大沢地区で実施しており、現地
確認を終え、森林組合が実測すること
としています。昨年度分については意向確
認を終えています。

Q （相続などで）境界が分からなくな
ってきたこともあり、タイムリーな事業だと
思っている。

A 森林組合からも、藤里町の境界明
確化事業は所有者等の関心度が高
いと伺っています。今年度行っている院
内沢は特に一団地にまとまっており、事
業がやりやすいこともあると思います。

Q 白神山地ワインについて、多くの
在庫があると聞いたが、どうなの
か。

A 町が企画したワインについて醸造
をアルビオン白神研究所が受託し
ており、2021年産は完売し、現在は
2022年産を販売しています。町の酒
類販売者協会と連携して販売を行つてお
り、町外の限定した販売店にもまとま
つた数が販売される予定となっています。

Q 白神山地ワインは飲みやすいと町
内外の評判も非常に良く、町でも
バックアップしてキャンペーンやPRな
どを行つてほしい。

A 酒類販売者協会やアルビオン白神
研究所とも情報共有を図りなが
ら進めていく考えです。

Q 旧藤里中学校の利活用について、
現在の状況はどうか。

A 貸し出し等を検討していましたが、
学校としての価値が残っており、
一般の利用に供するとなると難しい面が
あります。議会の承認を経ての無償貸付
は可能なことから、一部、アルビオン白

神研究所に倉庫として貸し出すことにし
ました。体育館等は教育委員会で使用で
きるようにしています。

Q 陸上部の冬場の練習場にも使え
ばよいのかなと思うがどうか。

A スポ少側から距離的に遠いとい
うことと、逆に校舎の廊下を借りた
いということを言われましたが、校舎側
は遠慮いただきました。



【藤琴地区・2名】

Q 人がいないということは深刻な問
題である。移住・定住の取組みあ
るのもわかるが、不特定多数を対象とす
るよりも、出身者のUターンとして、田
舎で余生をすごすという取組みができな
いか。

A 在京藤里会とは定期的に交流して
おり、二地域居住でもよいので藤

里町との繋がりを継続してほしいとお願
いしています。先日都内で開催された役
員会に同席し、来年3月23日に東京都内
で開催される「ふるさとの集い」に多く
の方々をお誘いいたたくようお願いして
きたところであります。また、若い世代
との繋がりが含めて、今後の展開につ
いて検討していきたいと考えています。

Q 在京藤里会の開催時期について、
年度末で忙しい時期であるため、
他の時期にできないものか。

A 「ふるさとの集い」に関しては、あ
くまで在京藤里会が主体となり開
催しているものであるため、こちらが設
定するものではないことをご理解いた
だきたいと思えます。

Q 白神山地の麓の町として、ごみの
分別について見直しをする予定は
ないか。イメージ向上にも繋がるのでは。

A 今後、検討していくことといたし
ます。

Q 小坂町はごみステーションがあり、
町民がいつでもごみを持ち込んで
細かく分別している。全国には先進的な
事例もあり、藤里町もそのような取組
みをしてはどうか。

A 先進事例について情報を収集し、
研究してみたいと思います。

多くの方からあった 質問の内容について

【③県道西目屋二ツ井線に関する質問】

- Q. 県道西目屋二ツ井線の通行止めについて。
- A. 青森県側は大雨による災害復旧工事を施工中であり、開通情報については県を通じて情報収集しておりますが、詳細は不明です。災害が起きない前提ですが、来年度まではかかるかと聞いています。秋田県側についても来年度も法面工事を行う予定です。誘客数の多い紅葉の時期（10月～11月）だけは一時解除してもらうよう町から要望しました。

【④鳥獣に関する質問】

- Q. 電気柵のことに詳しく知りたい。
- A. サル、クマなどの対策として電気柵を購入した場合の費用に対し、上限10万円として5割の補助率となっています。メーカーの指定等はありませんが、農林課にご相談いただければ資料があります。
- Q. 鳥獣等の捕獲について。
- A. 町では町民からの苦情を受け、箱罟等を設置して捕獲しています。病原菌等を持っている可能性もあるので、個人で捕獲することはせず、農林課にご相談くださるようお願いいたします。
- Q. イノシシについて。
- A. 個体により差がありますが、基本的には臆病な動物だと言われています。土中のミミズや虫などを捕食するため、土を掘り返してしまう被害が主なものです。

ご参加、ありがとうございました。

【①羊肉に関する質問】

- Q. サフォークの館の現状と今後の見通しについて。
- A. 現状はふじさと観光協会が指定管理者となっており、スタッフが受付等を行っています。来年度に向けて営業できる方を募集している状況です。農林課及び加工センターと協議しながら、町内で食べられる形を検討していきますが、サフォークの館を運営する方が見つかることが前提となると考えています。
- Q. 羊の肉が欲しいという相談があった場合、どこに行けば買えるのか。
- A. 森のえきや白神街道ふじさと（産直）で販売しています。町外では大潟村の道の駅でも販売しています。首都圏向けの販売価格よりかなり安価に提供しているのは是非購入していただきたいと考えています。

【②公共交通に関する質問】

- Q. 駒わりくんの運行について。
- A. 駒わりくんの運行については第一観光バスに依頼しており、運転手不足のなか、毎日2台を割り当ててもらっています。町内を3地区に分割して運行していますが、2台の車両で運行しているため、運休日はほかの地域で運行されています。土日は全地域で運行しておりますのでご予約のお電話をお願いします。
- Q. 駒わりくんは町内だけの運行か。
- A. 町内の移動に使うことができますが、交通空白域のみ運行が許可されるものであり、能代市（二ツ井町）に出ると他の交通機関（バスなど）があるため乗り入れできません。
- Q. 公共交通において無人バスの運行やライドシェアは考えられないか。
- A. 無人車両については現状では県内他市町村で検証実験が行われていますが、導入コストがかなり大きくなります。現在はデマンド型乗り合いタクシーでの運行を行っており、乗車率も良いと聞いておりますが、将来的にはライドシェアも有効ではないかと考えています。

秋田働き方改革推進支援センター大館市出張相談室

人事・労務・就業規則、雇用関係助成金に関することなどについて、社会保険労務士が無料でご相談に応じます。

【日時・会場】 令和7年1月15日（水）13:30～16:30

大館市役所 1階103会議室

※事前予約制

相談日の前日までに、秋田働き方改革推進支援センター ☎0120-695-783

又は☎018-865-5335へお電話にてお申込みください。

【お問い合わせ先】 秋田働き方改革推進支援センター ☎0120(695)783 又は 018(865)5335

町県民税の申告相談は

— 期限内に申告しましょう —

2月3日(月)から

藤里町税務会計課 ☎0185-79-2113

町県民税の申告や所得税の確定申告をしていただく時期が近づいてまいりました。町では、申告をより正しく期間内に済ませていただくため、次ページの日程により申告相談を受付けます。

ご承知のとおり、税金は自主申告、自主納税を建前としていますが、所得の計算方法など複雑でわかりにくい点もあると思いますので、日程表に定められた日時に係員とご相談のうえ申告することができます。

申告相談は午前・午後ともに混雑することが予想されます。日程表の「申告相談地区等」に記載されていない地区の方が来られた場合は対応できない場合があります。ご都合により別日程で相談を受けたい場合は、事前にご連絡をお願いします。

<p>【申告に必要なもの】</p> <p>◆申告書 … 1月中旬に各世帯へ郵送します</p> <p>◆預金通帳（所得税の還付金が発生する場合にのみ使用します）</p> <p>◆個人番号（マイナンバー）カード…無い場合は、個人番号が記載された住民票又は個人番号通知カードと本人確認書類（運転免許証など）コピー持参 <u>※申告する全員分が必要です。</u></p> <p>◆税務署からの「確定申告のお知らせ」ハガキ又は封書</p> <p>◆給与、年金をもらっている人は、源泉徴収票又は支払額を証明する書類</p> <p>◆各種所得の収入、経費の金額が分かるもの（個人年金、一時金等）</p> <p>◆医療費、社会保険料、小規模企業共済掛金、地震保険料（旧長期損保含む）、生命保険料、寄附金、障害者、勤労学生、雑損などの控除を受けようとする人はその証明書</p> <p>◆事業（農業、営業等）を営んでいる場合、その収入や必要経費がわかるものを持参するほか、<u>収支内訳を作成してきてください。（月ごとではなく経費ごとに集計してください。）</u></p>	<p>※医療費控除を申告される場合、必ず集計して「医療費控除の明細書」に記入してきてください。</p>
--	---

※一年間の収入が年金のみであった方、少額であった方等につきましては、会場にお越しいただくことなく、お電話での受付が可能な場合があります。該当すると思われる方は、役場税務会計課（☎0185-79-2113）までご連絡ください。ただし、聞き取りの結果ご来場をお願いすることがございます。

【所得税の確定申告について】

国税である所得税の確定申告は、令和6年分の所得に対する所得税を清算する大切な手続きです。

町の申告相談では申告期限内に限り、町県民税の申告と同時に所得税の確定申告を行うことができます。町で確定申告を行った場合、税務署に改めて申告書を提出する必要はありません。また、ご自身で確定申告をされた場合、税務署よりデータが送信されてくるため、町への町県民税申告書の提出は不要です。

（複雑な内容については税務署での申告をお願いする場合がありますのでご了承ください。）

スマートフォンで確定申告！

マイナンバーカードや確定申告用ID・パスワードをお持ちの方はスマートフォンで確定申告が行えます。

▶インターネットで「確定申告」と検索し国税庁ホームページにアクセス。作成後e-Tax送信できます。

【確定申告の提出方法別に必要となるもの】

e-Tax（マイナンバーカード方式）	マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン
e-Tax（ID・パスワード方式）	ID・パスワード（税務署か町申告相談時に発行されたもの）
書面	プリンター（ご自宅やコンビニエンスストア）

※e-Tax（マイナンバーカード方式）による申告には、署名用電子証明書が必要となります。署名用電子証明書を搭載しているか、失効していないかなど不安がある方は、役場町民課マイナンバーカード担当（☎0185-79-2113）までお願いします。

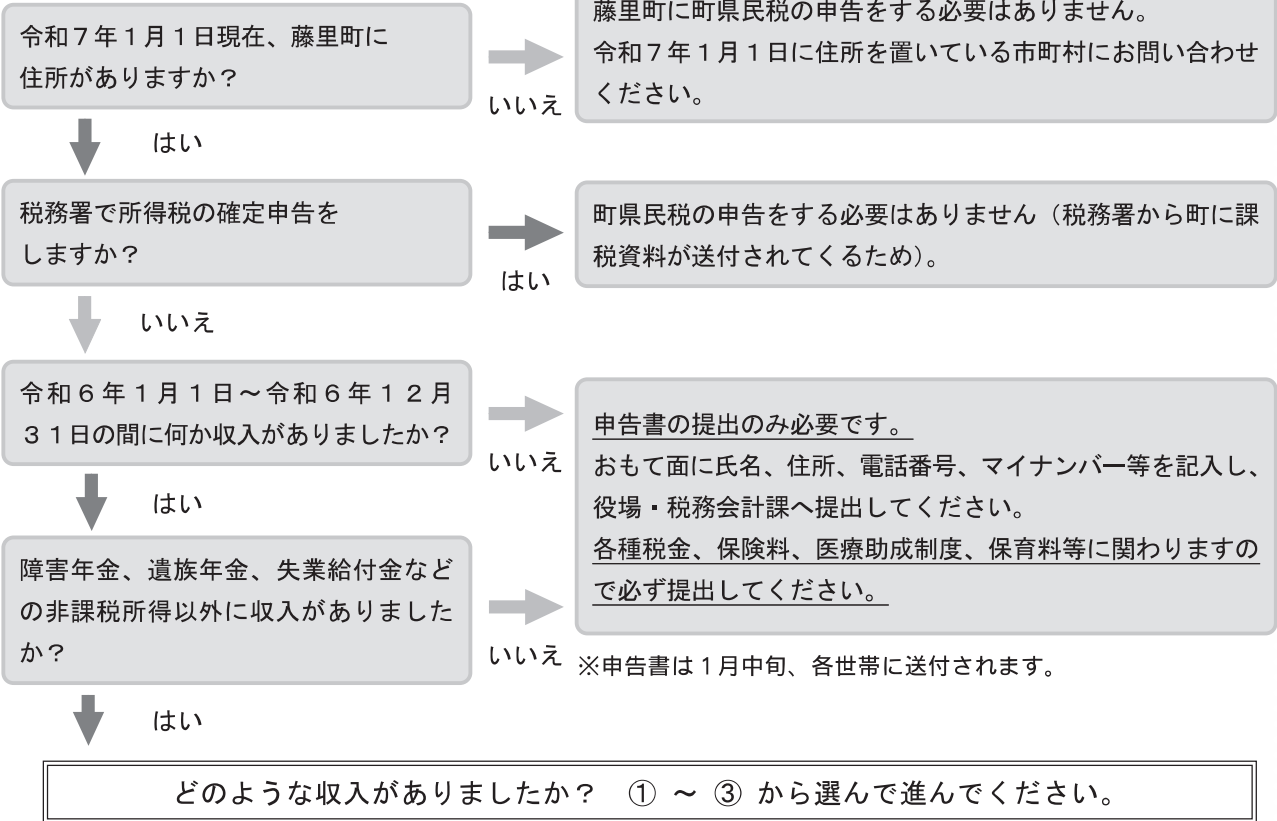
令和7年度分 町県民税のための申告相談日程表

月 日	曜日	時 間	申 告 相 談 地 区 等	申 告 会 場
2月 3日	月	午前 9:30 ~ 11:30	金沢・向真名子	金 沢 体 育 館
		午後 1:00 ~ 3:30	上茶屋・真名子	
2月 4日	火	午前 9:30 ~ 11:30	滝の沢	中 通 会 館
		午後 1:00 ~ 3:30	湯の沢・坊中・高石沢	
2月 5日	水	午前 9:30 ~ 11:30	寺屋布 (午後も受付けます)	中 通 会 館
		午後 1:00 ~ 3:30	一の渡・上中小比内・寺屋布	
2月 6日	木	午前 9:30 ~ 11:30	嘉平岱・館の下	大 沢 会 館
		午後 1:00 ~ 3:30	東坂	
2月 7日	金	午前 9:30 ~ 11:30	下モ町 (午後も受付けます)	大 沢 会 館
		午後 1:00 ~ 3:30	中町・下モ町	
2月10日	月	午前 9:30 ~ 11:30	上町第一	大 沢 会 館
		午後 1:00 ~ 3:30	上町第二	
2月12日	水	午前 9:30 ~ 11:30	粕毛上町	粕毛交流センター
		午後 1:00 ~ 3:30		
2月13日	木	午前 9:30 ~ 11:30	粕毛下町・春日野団地	粕毛交流センター
		午後 1:00 ~ 3:30	薄井沢・真土・朝日ヶ丘団地	
2月17日	月	午前 9:30 ~ 11:30	矢坂上町 (午後も受付けます)	婦 人 ・ 若 者 等 活 動 促 進 施 設 (矢 坂 会 館)
		午後 1:00 ~ 3:30	如来瀬岱・虹の里・矢坂上町	
2月18日	火	午前 9:30 ~ 11:30	矢坂下町	婦 人 ・ 若 者 等 活 動 促 進 施 設 (矢 坂 会 館)
		午後 1:00 ~ 3:30	矢坂上野	
2月19日	水	午前 9:30 ~ 11:30	萱沢・米田・熊の岱	米 田 会 館
		午後 1:00 ~ 3:30	室岱・長瀬・喜右工門岱	
2月20日	木	午前 9:30 ~ 11:30	上中畑・根城岱・谷地	米 田 会 館
		午後 1:00 ~ 3:30	下根城・巻端家	
2月23日	日	午前 9:00 ~ 11:30	会社勤務等で平日に来られない方 のみ (藤琴地区以外)	総合開発センター
		午後 1:00 ~ 3:30		
2月25日	火	午前 9:00 ~ 11:30	鳥谷場	総合開発センター
		午後 1:00 ~ 3:30	川原町	
2月26日	水	午前 9:00 ~ 11:30	大町	総合開発センター
		午後 1:00 ~ 3:30	下町	
2月27日	木	午前 9:00 ~ 11:30	荒町	総合開発センター
		午後 1:00 ~ 3:30	浅間町	
2月28日	金	午前 9:00 ~ 11:30	琴町	総合開発センター
		午後 1:00 ~ 3:30	川反町	
3月 2日	日	午前 9:00 ~ 11:30	会社勤務等で平日に来られない方 のみ (藤琴地区)	総合開発センター
		午後 1:00 ~ 3:30		
3月 4日	火	午前 9:00 ~ 11:30	愛宕第二	総合開発センター
		午後 1:00 ~ 3:30	愛宕第一	
3月 5日	水	午前 9:00 ~ 11:30	院内岱・寺沢	総合開発センター
		午後 1:00 ~ 3:30	出戸小比内	
3月 6日	木	午前 9:00 ~ 11:30	下中小比内・幸町	総合開発センター
		午後 1:00 ~ 3:30	清水岱	
3月7日~ 3月14日	土・日 曜日除く	午前 9:00 ~ 11:30	所得税確定申告予定者	総合開発センター
		午後 1:00 ~ 3:30		
3月16日	日	午前 9:00 ~ 11:30	会社勤務等で平日に来られない方 のみ (地区指定なし)	総合開発センター
		午後 1:00 ~ 3:30		

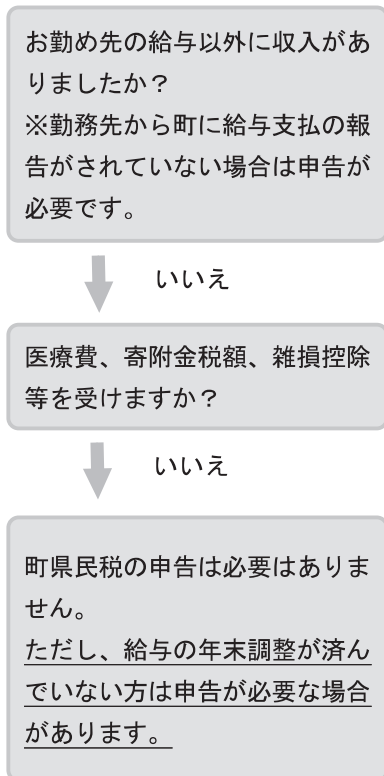
あなたは申告が 必要？ 不要？

申告が必要かどうかの簡易な目安です。必ずしも当てはまらない場合もありますので、ご不明な点は税務会計課までお問い合わせください。(☎0185-79-2113)

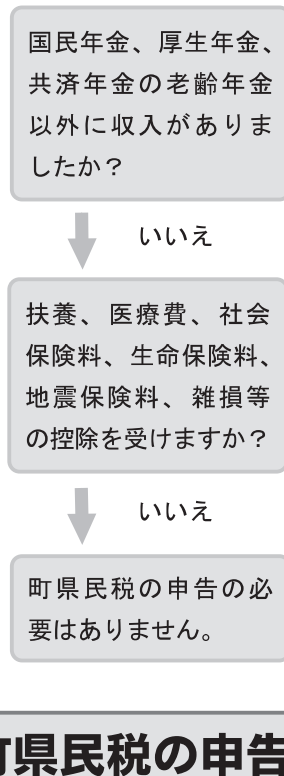
スタート



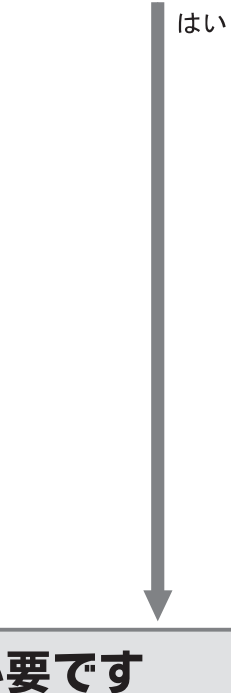
① 給与収入がある



② 公的年金収入がある



③ 農業・営業・不動産・譲渡・一時・雑所得等の収入がある。



町県民税の申告が必要です

この冬を快適に 過ごすために 除雪作業にご協力をお願いします

藤里町では、冬期間の道路交通を確保し、町民のみなさんが安心して生活できるように、除雪作業を実施しております。

町が除雪する路線は、主要道路で「182路線88・3km」、歩道で「7路線9・2km」になっていきます。

除雪作業は、主要幹線道路や通学路、バス路線を優先し、午前2時に降雪確認を行い、降雪量が10cm以上若しくは5cm以上でそれ以上になると見込まれる場合に、午前3時から作業を開始し、住民生活に支障のないよう作業にあたります。

しかし、豪雪の場合や路上駐車などにより、除雪作業に妨げが生じた場合は、除雪作業に遅れがでることがあります。

また、流雪溝の使用について、例年、蓋の閉め忘れによる破損事故が発生しておりますので、しっかりとルールを守りましょう。

除雪作業がスムーズに行えるようお互いに注意し合って、この冬を少しでも快適に過ごせるよう、各家庭や地域ぐるみでご協力をお願いします。

☆路上駐車はやめましょう

路上への駐車は除排雪の妨げとなります。決められた場所に駐車しましょう。

☆道路への雪捨てはやめましょう

除雪車が来るからといって道路上へ雪を投げ捨てるのは交通事故等の原因になる非常に危険な行為です。

☆屋根には雪止め等の設置を

屋根から直接道路に雪が落ちないように工夫しましょう。屋根の雪止め等の設置は建物管理者の責任です。

☆流雪溝の蓋は必ず閉めましょう

通学時等の子供にとって非常に危険です。箱などを置かず必ず閉めましょう。

☆庭木の剪定にご協力を

庭木が道路にはみ出て除雪の支障となっているものがあります。剪定されるようご協力をお願いします。

流雪溝は正しく利用しましょう

流雪溝の利用は、流雪溝に雪を流す時間を守ることが大切です。

雪は、できるだけ日中の暖かい時間（午前10時～午後3時）に流し、流雪溝が凍りつくほど厳しい寒さのときや、早朝、夜間の投雪はやめましょう。

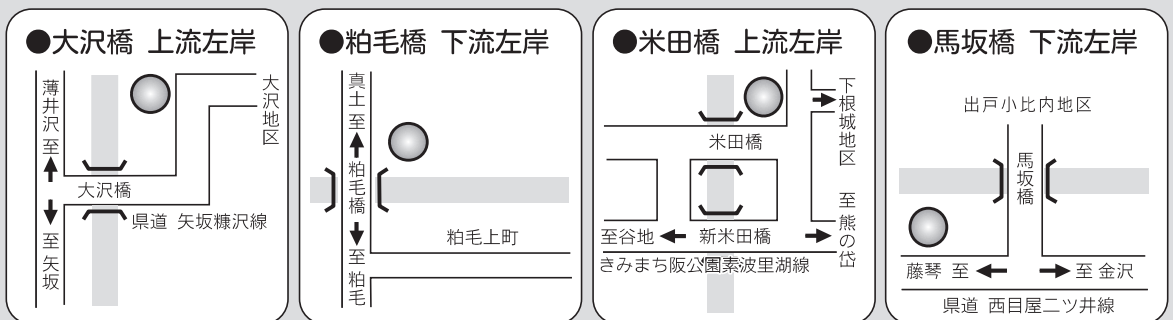
また、みんなが一緒に流雪溝に雪を押し込むと、流雪溝が詰まってしまいます。「自分だけは…」の気持ちで、利用者や通行する人に、迷惑をかけることとなります。

○次の点に特に注意してください

- ① 水が流れていないときは、絶対に投雪しないでください。
- ② 水が流れているときは非常に危険です。子供は近づけないようにしましょう。
- ③ スノーダンプで直接入れず、大きい雪は小さくしてから投雪しましょう。
- ④ 屋根から直接、投雪しないでください。下には必ず見張る人をつけましょう。
- ⑤ 流雪溝の蓋に雪が凍りついたままですと、詰まりの原因になります。また、閉じたと思っても開いている恐れがありますので注意しましょう。



雪捨て場は4カ所です



※雪解け時期は、たいへん危険ですので、ロープや「立入禁止」などの立て札を使用し、出入りすることのないように留意する。

【お問い合わせ先】

藤里町生活環境課

☎ 0185 (79) 2115

藤里町高齢者等宅除排雪助成事業のお知らせ

～ 玄関前除排雪・屋根の雪下ろし費用を助成します ～

◆ **対象者** ◆ 藤里町に住んでいる方で、自力で除排雪が困難であり、親族や近隣者の援助を受けられない、下記のいずれかに該当する世帯。

- ① 70歳以上の高齢者のみの世帯（令和7年3月31日までに70歳になる方を含む）
- ② 世帯の全員が身体障害者手帳の「1級」か「2級」を所持
- ③ 世帯の全員が療育手帳の「A」を所持
- ④ その他特別な事情がある世帯



◆ **除排雪の内容** ◆

【玄関前除雪】

積もった雪の深さが **20cm以上** のとき、玄関前から公道までの通行部分の除雪を行います。状況に応じて排雪や軒下の堆積した雪が通行に危険を及ぼすと判断した場合にも対応します。更に、雪の深さが20cm以下であっても生活に支障をきたす場合もありますのでご相談ください。

【屋根の雪下ろし】

屋根の上の雪の厚さが **50cm以上** となったとき、**住宅部分のみ** の雪下ろしを行います。（物置等の附属建物は事業の対象外です。）



◆ **利用方法** ◆

地区の **民生児童委員** 又は **社会福祉協議会** に依頼をしてください。現地を訪問し、事業の実施が適当と判断された場合、町社協が作業登録者に連絡をします。短時間で済む軽度な除排雪作業については、町社協へ登録された共助組織やNPO、隣人等でも作業できますが、除排雪完了後に連絡をいただいても、事業の対象にはなりません。

◆ **助成額** ◆

1回につき**2万円を上限** として助成します。助成額を超えた分については **利用者負担** となります。また、2時間未満の軽度な作業については、30分で650円を助成し、1回の上限を2,600円とします。※一世帯総額、年間6万円まで助成が可能です。

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 町民福祉係 ☎0185-79-2113
藤里町社会福祉協議会 ☎0185-79-2848

休日の戸籍届出について（ご確認ください）

土日祝祭日や年末年始などで役場が閉まっているときの戸籍届出についてお知らせします。

＜死亡届＞

届出期間・・・死亡の事実を知った日から7日以内

休日に死亡届を出される場合は、来庁する前に必ず役場（☎79-2111）へご連絡ください。連絡を受けた担当職員が対応いたします。

また、**死亡届の受理と同時に、火葬の許可申請もしていただきますので、あらかじめ、火葬日時**の予定（死亡時刻から24時間経過後の時刻）をご親族でご相談のうえ、おいでください。

ただし、1月1日（水）は火葬ができませんのでご了承ください。

※届出日の翌日に火葬を希望される場合は、**午前8時30分～午後3時まで**に届出をしてください。

午後3時以降に死亡届を出された場合は、その翌日の火葬はできませんのでご了承ください。

※原則として、届出をした当日の火葬はできませんのでご了承ください。

（注）届出人（死亡者の親族など）以外の方が届書を持参してもかまいません。

その場合は、死亡届左下の届出人欄に、届出人ご本人から署名をいただいでください。

＜死亡届以外の戸籍届＞

休日に出された届書は、宿直室でお預かりすることになります。お預かりした届書は、翌開庁日（休みあけの日）に審査をして正式に受理することになります。なお、受理日は、届書をお預かりした日になります。

「届書」および「添付書類」に不足等があった場合には、届出人の方に電話または郵便で問い合わせをさせていただきます。その結果によっては、再度戸籍担当窓口に来ていただく場合もあります。

とくに、**婚姻届・離婚届**を出される場合は、平日に事前審査を受けられることをおすすめします。「届書」に不備等があり、届出人にも連絡がとれない場合は、受理できないこととなります。

◎「婚姻」、「離婚」、「養子縁組」、「養子離縁」、「転籍」、「入籍」の届出をする際、本人が戸籍担当窓口に来庁しなかった場合は、後日、**本人あてに届出があったこと**をお知らせする文書を送ります。

届出の記載が済んだ戸籍謄抄本がすぐに必要なときは、電話で記載が済んでいるかを確認してください。

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 戸籍担当 ☎0185-79-2113

令和6年度 スキー教室のご案内

今年もスキー教室を開催します。子どもから大人まで、初心者や経験者もレベルに応じた指導を受けられます。たくさんの方の参加をお待ちしています。

○日程 1/18 (土) 13:30~15:30 1/19 (日) 10:00~15:00
1/25 (土) 13:30~15:30 1/26 (日) 10:00~15:00

○場所 藤里町営スキー場

○参加料 無料 ※リフト券は各自で購入してください。また、傷害保険等には各自で加入してください。

○対象者 スキーを履いて歩ける子ども~大人まで
(中学生以下の参加者の場合は、緊急時に備え、保護者又は家族の方がスキー場に滞在くださるようお願いいたします。一緒にご参加いただくことも可能です。)

○その他

- ・当日参加は受け付けません(事前申込のみ)。
- ・ヘルメットの着用を推奨します。
- ・レンタル用品はありません。各自でご準備ください。
- ・インフルエンザやコロナウイルスの影響等により、事業を中止とする場合がありますのでご了承ください。
- ・降雪の状況により、事業の中止、または日程を繰り延べる場合があります。
(繰り延べとなった場合の開催日: 2/1 (土)、2 (日))



○申込み方法

参加申込書に必要事項を記入の上、教育委員会またはスキー場窓口に提出してください。
参加申込書は、藤里町教育委員会で受け取り、もしくは町ホームページからダウンロードできます。

○申込締切 令和7年1月16日(木)

【お問い合わせ先】藤里町教育委員会 生涯学習係 ☎0185-79-1327 FAX0185-79-2227
Mail:kyouiku@town.fujisato.lg.jp

宝くじ助成事業

今年度、町では藤琴地区活動推進協議会(田中市夫 会長)の要望を受けて、(一財)自治総合センターの宝くじ助成事業(一般コミュニティ助成事業)を活用し、各種事業等に使用するモバイルスクリーンやテントなど総額約230万円の備品を購入しました。

この事業により整備された備品を活用することで、地区住民の連帯感や積極的な行事参加を図るとともに、コミュニティ活動のより一層の活性化が期待されます。

※本事業は宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施しております。

◆◆ 備品内訳 ◆◆

- | | |
|------------|------|
| ○折りたたみイス | ○テント |
| ○会議用テーブル | ○噴射器 |
| ○ロビーチェア | ○パネル |
| ○ホワイトボード | ○ポール |
| ○サンダーリール | |
| ○モバイルスクリーン | |
| ○炊飯器 | |
| ○掃除機 | |



「折りたたみイス」



「炊飯器」

【お問い合わせ先】 藤里町総務課 企画財政係 ☎0185-79-2111
藤里町教育委員会 生涯学習係 ☎0185-79-1327



藤里町営スキー場レンタルスキー等 サービス終了に伴う用具の無償譲渡について

藤里町営スキー場では、これまでレンタルスキー等を無料で提供していましたが、2024-2025シーズンからレンタルサービスを終了いたします。

これに伴い、現在保有しているスキー等を無償でお譲りいたします。

ご希望される方は、下記の日程で申込みを受け付けますので、スキーハウス1階までお越しください。

【申込場所】

藤里町営スキー場 スキーハウス1階チケット売り場横

【申込日程】

12月29日(日) 9:00~15:00

【注 意】

- * スキーハウス1階チケット売り場横に、受付簿を用意しておきますので、来訪順にご記入ください。
- * 受付順お一人ずつのご案内となりますので、待ち時間をいただく可能性がありますので、ご了承ください。
- * 無償で譲渡するスキー等は、現状でのお渡しとなります。
- * 取得後のスキー等は自己の所有となりますので、自己の責任において適切な管理(調整・メンテナンス等)を行うようお願いいたします。
- * 譲渡後の不具合、破損、使用中の事故等には、一切責任を負いませんのでご了承ください。



【お問い合わせ先】 藤里町商工観光課 ☎0185-79-2115

マイナ保険証(※)が利用できない時の医療機関の受診について

※マイナ保険証…保険証利用登録がされているマイナンバーカードのこと

マイナンバーカードの紛失やその他の事情によりマイナ保険証が利用できない場合の医療機関の受診についてご案内します。

①お手元に保険証または資格確認書がある方

保険証、資格確認書に記載されている有効期限までは、その保険証または資格確認書で医療機関を受診できます。

②お手元に保険証または資格確認書がない方

国民健康保険加入者及び後期高齢者医療加入者の方は、藤里町役場で資格確認書を発行します。町民課⑤番窓口までお申し出ください。社会保険等にご加入されている方は、保険者へご確認ください。(ご自身の職場等)

※マイナンバーカードの紛失、ロック解除、更新手続き等につきましては町民課②番窓口へお申し出ください。

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 ☎0185-79-2113

人権擁護委員の候補者の推薦について



人権擁護委員は、「人権擁護委員法」で設置を定められています。
人権擁護委員は、国民の基本的な人権を守り、また、人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、法務大臣から委嘱されて活動する民間のボランティアです。
令和7年6月30日で2名の方が任期をむかえるため、候補者を募集いたします。

《人権擁護委員候補者の選定基準》

- ・委員活動に十分に時間をとれる者
- ・新任候補者は68歳以下
- ・再任候補者は75歳未満

(どちらも年齢上限を上回る場合でも、推薦理由が候補者とするのが相当な理由がある場合は可。)

人権擁護委員候補者の自薦、他薦については、1月24日(金)までに、下記へお申し込みください。

◎人権擁護委員に委嘱されるまでの流れ

自薦、他薦で選出された方について、下記の審査が行われます。

- 2月上旬、候補者を審査する。
- 3月上旬、町議会に対して意見照会する。
- 3月下旬、法務大臣に推薦する。
- 6月下旬、法務大臣から委嘱発令通知。
- 7月上旬、委嘱状を交付する。

(任期は3年です。令和7年7月1日～令和10年6月30日まで。)

～ あなたの街の相談パートナー ～

人権擁護委員は、法律により法務大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。
人権擁護委員の先輩方や、法務局職員と協力して活動を行います。
初めて委嘱された方には研修や、活動に慣れるまでのサポートもあります。
法務局職員等のフォローもありますので、経験のない方でも大丈夫です。
民間のボランティアなので、兼務が禁止されていない方であれば、仕事と両立されている方もいます。

《人権擁護委員の活動内容について》

- ・人権相談(法務局での相談や、町の特設人権相談所への参加)
- ・人権啓発活動(人権の花運動、能代山本地区の小中学校での人権教室への参加など)
- ・総会等へ参加
- ・研修 等

【お問い合わせ先】

町民課 町民福祉係 ☎0185-79-2113

まちのできごと

令和6年度藤里町文化講演会

11月24日、藤里町総合開発センターにおいて、ドキュメンタリー映画「ぼけますから、よろしくお願ひします。」上映会&信友直子監督の講演会が開催されました。

会場には町内外から約150名が参加。認知症の母親を介護する家族の日常に、多くの観客が共感している様子が見受けられました。



信友直子監督

骨コツ健康教室

11月27日、藤里学園の8年生が「骨コツ貯金のコツを知ろう」と題し、カルシウムたっぷりの「卵焼き」作りに挑戦しました。この日は骨に関する授業を受けたあと、「白神まいたけごはん」「軽（Ca）ワザ卵焼き」「お手軽ラッシー」を調理し、食事を通じて、健康な身体作りについて学びました。



卵焼き作りに挑戦！

《献血にご協力ください》

下記日程で藤里町に献血バスがやってきます。当日は**献血者数50名のご協力を目標**としております。今年度の藤里町での巡回献血はこれが最後となりますので、ぜひ皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

【日時】令和7年1月8日(水)

【場所】藤里町三世代交流館 …午前10時～11時45分、午後1時～4時

【献血種類】400ml 献血のみ

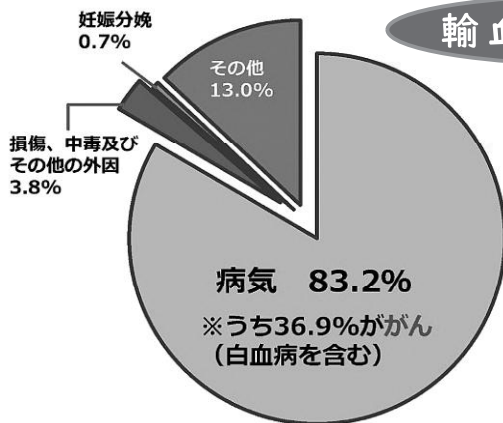
【採血基準】年齢：男性17歳～69歳 女性18歳～69歳
体重：男女とも50kg以上

※65歳から69歳までの方は、60歳から64歳までに献血の経験がある方に限られます。

※服薬されていても献血にご協力いただけます。

血圧を下げる薬や高脂血症治療薬、抗アレルギー薬など、薬の種類や服薬期間によって献血できる場合があります。ぜひご協力をお願いいたします。当日はお薬手帳または服薬中のお薬をご持参ください。

輸血の使用状況



8割 病気の治療で使われています。病気のうち多くを占めているのが「がん」の治療です。

献血で作られる赤血球製剤の有効期間は28日間と非常に短く、定期的なご協力が必要です。

【お問い合わせ先】藤里町町民課 健康推進係 ☎0185-79-2113

「税についての作文」 祝 藤里町長賞受賞

12月5日、藤里町役場において、藤里町長賞に選ばれた福司穂乃華さんに表彰状が授与されました。

作品紹介

「税金。」

みなさんは税金と聞いて、パツと何種類いつきますか。税金には、およそ五十種類があります。その中でも、みなさんが知っているもの、聞いたことがあるものや、知らないもの、聞いたことがないものがあると思います。私は、税金の使い道やもし、税金がなくなってしまうとしたら、税金に関する日本の課題点について考えたいと思います。

税金は、消費税、法人税、タバコ税、所得税などの国税と、住民税、事業税、固定資産税などの地方税の二種類に分けることができます。国税の使い道として、警察署や消防署、市役所、公立病院、公園等があるそうです。また、私たちが使っている学校の校舎や私たちが使っている学校の机、椅子、黒板、理科の実験道具などにも国税が使われているそうです。地方税は、社会福祉、子育ての生活保護などの民生費に最も多く使われているそうです。また、道路や住宅の建設や管理などの土木費に使われているそうです。国や地方に納めている税金は、私たちの身近なもの様々などところに使われていることが分かりました。

しかし、時代が進むにつれて、税金が少しずつ上がってきています。実際に、飲食料品を買うときにかかる消費税も、二〇一九年十月一日から八%から十%に引き上げられています。またIMFでは、二〇三〇年までに十五%、二〇五〇年に

二十%に引き上げられると勧告しているそうです。少しずつ上がる税金をもし人が納めなくなってしまう、税金がなくなってしまうたらどうなるのでしょうか。もし税金がなくなってしまうたら、今まで簡単にできていたことが、不可能になっってしまうたり、何事にも莫大な費用がかかってしまったりするなど、生活するのにとっても大きな影響を与えると思います。例えば、学生だったら、授業を教えてくれる先生がいなくなってしまう、授業が受けられなくなる、道路が舗装されなくなるため、車などが走れなくなってしまう、ゴミ収集車が来ないため、街

中にゴミがあふれてしまい、不衛生になるなど、生活するのに多くのことができなくなってしまう。また、交通事故や火事などの命の危険などのときに使われる救急車や消防車なども使うことができなくなり、そのまま命を落とすことになってしまう、税金がなくなると命を落とす人も増え、人口減少にも関わってくると思います。

このように考えると、税金がどんなに高くなっても、税金を納めることはとても大切であり、人が生きていくには、必要不可欠であると思いました。

今後さらに税金が高くなっていくことが日本の課題だと思えます。現在の日本は、少子高齢化という問題を抱えています。子供が減少していき高齢者が増加するということは、それを支えるために働いて税金を納めている人たちの割合が、年々減少していくことです。このまま少子高齢化が止まることなく進んでいくと、私が四十一歳(二〇五〇年)の時

には、日本の人口が九五一五万人まで減少し、六十五歳以上の割合が約四十%まで増加すると言われています。高齢者が増加していくと、年金・医療・福祉などに多くの税金が使われます。このようになっってしまうと、働いて税金を納める一人の負担がとて大きくなってしまいます。そのうえで、税金がさらに上がってしまうと、もつと大きな負担になってしまいます。税金をどうしていくか少子高齢化を食い止めるためにどうすべきか考えることが大切だと思います。税金は様々なことに使われ、私たちが生活していく上でとても大切なものだと思います。しかし、大切さより負担の大きさがのほろが感じると思えます。日本という国の現状問題と税金の使い道について改めて知り、税金を納めることの大切さを考えるべきではないでしょうか。



福司穂乃華さん(写真中央)

令和7年1月4日(土)から1月12日(日)は、「秋田県雪害事故防止週間」です。

屋根の雪下ろしや除排雪作業中の事故防止に努めましょう。

年末特別警戒・年始特別警戒

【目的】

年末年始における買い物客の混雑が予想される店舗及び夜間に多数の人が出入りする地域を特別警戒し、火災の未然防止及び放火の防止を呼びかけ、町民の警火心の高揚を図ることを目的とします。

【警戒期間】

- ◎年末特別警戒 令和6年12月28日（土）から12月31日（火） 4日間
ニツ井消防署藤里分署：午前、午後各1回 [2回]
消防団：担当区域の警戒を適宜実施
- ◎年始特別警戒 令和7年1月1日（水）から1月3日（金） 3日間
ニツ井消防署藤里分署：午前、午後各1回 [2回]
消防団：担当区域の警戒を適宜実施

※当日の気象状況等により、適宜警戒時間を変更することがあります。

【お問い合わせ先】ニツ井消防署藤里分署 予防担当 ☎0185-79-1119

落雪によるガス漏れ・油流出事故にご注意を！

本格的な降雪期を迎えるにあたり、屋根からの落雪によるプロパンガスボンベや灯油のホームタンクの転倒または配管の破損による事故の発生が心配されます。

次の事項に注意し、降雪期の雪害対策をお願いします。

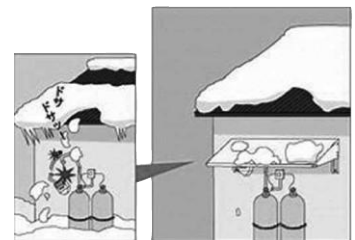
〈降雪期に注意すること〉

- ・配管の損傷防止やホームタンク、ガスボンベの転倒防止を図りましょう。
- ・雪下ろしの際は、隣の家ホームタンクやガス設備にも注意しましょう。
- ・屋根からの落雪に気づいた時は、一度確認しましょう。



〈ホームタンクで注意すること〉

- ・油量に異常な減少がないか常に確認しましょう。
- ・灯油の移し替えなどの際は、その場を離れないようにしましょう。
- ・万が一流出した時は、速やかに消防署などに連絡しましょう。



〈ガスボンベで注意すること〉

- ・緊急時に容器バルブを閉じられるよう、ガス設備の周りは常に除雪しておきましょう。
- ・ひさし等を設置し、直接落雪が容器バルブに当たらないようにしましょう。

【お問い合わせ先】ニツ井消防署藤里分署 予防担当 ☎0185-79-1119

マイナンバーカードについてのお知らせ



R6.11.30時点 町カード交付率

98.8% (県内1位)

マイナンバーカードを作りたい、どうすればよいかわからない方は、ぜひご連絡ください。

- ・本人確認書類
(運転免許証1点 または保険証とマル福、年金手帳、介護保険証、年金証書等の2点)
- ・通知カード(お持ちの方のみ)があれば役場窓口での申請OK!

【顔認証マイナンバーカードについてご案内】

お手持ちのカードを機器または目視による顔認証で暗証番号を必要としない顔認証マイナンバーカードへ変更できます。暗証番号の設定や管理に不安がある方はご検討ください。まだお持ちでない方もご希望であれば申請時にお申し出ください。

○顔認証マイナンバーカードで利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用
- ・マイナンバーカードを利用した転入出
- ・本人確認書類としての利用

×顔認証マイナンバーカードで利用できないサービス

- ・マイナポータル
- ・各種証明書のコンビニ交付
- ・各種オンライン手続き

【電子証明書の更新について】

電子証明書更新の案内(水色の封筒)が届いた方は、窓口で手続きが必要です。

持ち物…マイナンバーカード、届いた封筒

※暗証番号の入力が必要ですので、必ず確認してから来庁してください。

※ご本人以外の方が来庁される場合は、必ず委任状をご記入の上、同封の白い封筒に入れて封をしてお持ちください。

※同じ時期にカードを作っても誕生日によって届く時期が一人ひとり異なりますので、カードに記載の有効期限をお確かめください。

【保険証の利用登録の方法】

- ①医療機関・薬局の受付(カードリーダー)で行う
- ②「マイナポータル」(アプリやWebページ)から行う
- ③セブン銀行ATMから行う

登録になっているか確認しなくても病院に行けばその場で登録もできるので大丈夫です◎

★1月の休日マイナンバーカード手続き窓口

1月26日(日) 9時～12時まで ※予約不要

マイナンバーカードの申請、交付、手続き等についてお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 町民福祉係 マイナンバーカード担当 ☎0185-79-2113へ

いーぶるだより

藤里町三世交流館 図書室
でんわ 79-1327 (内線342)



所蔵検索は
こちらから
どうぞ!



★利用できる時間は
平日 …午前10時～午後6時
土・日・祝祭日
…午前9時15分～午後6時
※土・日・祝祭日は、正午から
午後1時のあいだは、一時休みます。
★図書はひとり7冊、20日間
までかりることができます。



新しく入った本

- 生き延びるための事務
坂口/恭平//原作
- ひとりたび1年生 たかぎ/なおこ//著
- 大河ドラマ べらぼう 蔦重栄華乃夢嘶
NHK出版
- たった5日で相続対策 板倉/京//著
- 姉と弟
捏造の間「袴田事件」の58年
藤原/聡//著
- 捨てるコツ 二見/文直//著
- 紀文がかなえる ちくわ・はんぺん・
かまぼこの楽しい世界
主婦の友社
- ゴルフ場には死体がいっぱい
江上/剛//著
- 皇后は闘うことにした
林/真理子//著
- 大観音の傾き 山野辺/太郎//著
- 成瀬は信じた道をいく
宮島/未奈//著
- 秋葉断層 佐々木/穰//著
- おきざりにした悲しみは
原田/宗典//著
- 鎌倉駅徒歩8分、また明日
越智/月子//著

ティーンズ・子どもの本

- イグアナの花園 上島/菜緒//著
- 山の学校 キツネのとしよいいん
芦原/かも//さく
- まねっこにゃんころもち
かのう/かりん//さく
- せかいいちのおおどろぼう
菅野/由貴子//え
ほ か



おはなしクッキング!

11/30 図書室イベント「わかったさんのこんがりおやつ」より



図書室の蔵書を参考に開催している「おはなしクッキング」。今回は、テーマパークや屋台でおなじみの揚げ菓子「チュロス」を作りました。

チュロス生地は固めなのですが、皆さんは基本の棒型のほかに、家やネコ、文字など楽しい形を作って、揚げていましたよ。
楽しくておいしいひとときでした。また参加してくださいね。



**芥川賞・直木賞
ノミネット作が揃いました**
第172回芥川賞・直木賞にノミネットされた10作品を、図書室カワウタ前にて展示・貸出を行います。
芥川賞・直木賞の選考会は来月1月15日に行われます。
年末年始にコーナーの図書をお読みいただき、どの作品が受賞するかを予想してみるのはおすすめです。

「日本史再発見!」
歴史小説好きの方はもちろんさまざまな視点からの日本史の考察やそれにまつわる雑学など、知的好奇心をそえられる、秋田県立図書館からのセット資料を展示・貸出しております。
ついでにご利用ください。

ほんだな

12/29~1/3は図書室はお休みします

休業期間の図書の返却は三世交流館玄関外の「図書返却口」をご利用ください。
玄関に向かって左側の建物の壁面にあります



おめでた・おくやみ

11月届出分（敬称略）



おたんじょう
おめでとう

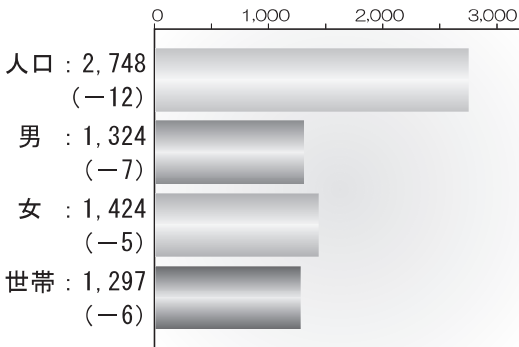


ごめんね
お葬りします

《休日の死亡届について》

【受付時間】午前8時30分～午後3時
※来庁前に役場（日直）に電話連絡してください。
☎0185-79-2111（休日の連絡先）

藤里町三三統計



☆11月30日現在・（ ）内は前月比
出生:1人・死亡:8人・転入:1人・転出:6人

交通死亡事故ゼロ
1,985日

無火災
597日

（令和6年12月20日現在）

歯科診療所からのお願い

当歯科診療所は、事前予約制となっております。診療は事前予約して頂いた方が優先となりますので、予約無しでご来院頂いた方は、やむを得ず診療をお断りさせて頂く場合もございます。

受診の際は、必ず事前予約をして頂きますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】藤里町営歯科診療所
☎0185-79-1330

町発注事業

入札結果のお知らせ

（50万円以上・税込み）

◇11月分◇

○藤里町健康保養館トレーニングルーム備品購入

【請負者】ゼビオ株式会社

スポーツエクスペンスネクス能代店

【請負額】2,960,100円

【納期】令和7年3月31日

○原図作成、面積測定、複図作成業務委託（地籍調査事業）

【請負者】株式会社 春秋

【請負額】1,320,000円

【期間】令和7年2月28日

○住民基本台帳ネットワーク機器更新業務委託

【請負者】株式会社 フィデア情報総研

【請負額】9,724,000円

【期間】令和7年3月31日

1月の休日当番医（能代山本郡医師会）

休日受診したい場合は必ず事前に電話にて医療機関へ症状等を伝えてください。変更する場合がありますので新聞や電話でもご確認ください。

日付	休日当番医 (10時～16時)	小児科休日当番医 (9時～12時)
1日(水)	小泉医院 ☎52-2427	—
2日(木)	能代病院 ☎52-6331	—
3日(金)	森岳温泉病院 ☎83-5111	—
5日(日)	金田医院 ☎73-2511	平野医院 ☎54-3181
12日(日)	わたなべ内科医院 ☎74-7333	石川こどもクリニック ☎52-8558
13日(月)	ドラゴンクリニック ☎85-4666	—
19日(日)	鹿渡内科医院 ☎87-3030	平野医院 ☎54-3181
26日(日)	富町クリニック ☎52-9870	石川こどもクリニック ☎52-8558

JANUARY

1月の行事予定

睦月

※行事は変更になることがあります。詳しくは、関係機関へお問い合わせください。

1	水	先勝	元日 斎場「風華苑」休日	17	金	赤口	保育園「子どもを語る会」(19:00、保育園) 防災とボランティアの日
2	木	友引	大沢地区春祈祷 矢坂地区春祈祷・厄払い	18	土	赤口	
3	金	先負		19	日	先勝	白神スノートレッキング水無沼 (秋田白神ガイド協会) 矢坂地区会・八坂神社合同総会 (13:30~17:00)
4	土	仏滅					
5	日	大安	消防出初式 交通指導隊出隊式	20	月	友引	
6	月	赤口	官庁仕事始め 幼稚園預かり保育・保育園保育始まり	21	火	先負	藤里いきいき健康教室 (13:00)
7	火	先勝	第19回農業委員会総会 (10:00) 藤里いきいき健康教室 (13:00)	22	水	仏滅	
8	水	先勝	巡回献血 (10:00~16:00、三世代交流館前)	23	木	大安	はっぴいばんぶ〜「わいわいサロン」 (9:30、開発センター)
9	木	先負		24	金	赤口	身体障害者協会新年の集い
10	金	仏滅	第53回新春書き初め大会	25	土	先勝	
11	土	大安	行政相談 (10:00~12:00、開発センター)	26	日	友引	幼稚園雪あそび マイナンバー窓口 (9:00~12:00)
12	日	赤口	矢坂地区餅つき・雪あそび大会 (10:30~15:00)	27	月	先負	
13	月	先勝	成人の日	28	火	仏滅	
14	火	友引	幼稚園・藤里学園3学期始業式 第55回和友教室開講式	29	水	先勝	藤里いきいき健康教室 (13:00)
15	水	先負	ばんぶ〜ひろば (0・1・2歳児 9:00、開発センター) 藤里いきいき健康教室 (9:30) 藤琴地区どんど焼き	30	木	友引	
				31	金	先負	藤里学園後期課程説明会
16	木	仏滅	専門相談所 (10:00~15:00、開発センター)			町県民税 第4期納期限 国民健康保険税 第7期納期限	

編集後記

2025年の干支は「乙巳(きのとみ)」の年となります。「乙(きのと)」は草木が成長し始める状態を示し、「巳(み)」は蛇が脱皮して成長する姿を表しています。蛇は脱皮を繰り返して成長する生き物であるため、新しい自分に生まれ変わる、成長することがテーマになる年とされているようです。また、蛇はゆっくりと動き、狙いを定めてから一気に行動する生き物であるため、焦らず慎重に物事を進めることもポイントであると言われています。しっかりと準備をして着実に行動することが成功のカギになりそうですね。

○編集発行：藤里町総務課 TEL 0185-79-2111
〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8
ホームページ <http://www.town.fujisato.akita.jp/>